



○保護者全員分の必要書類を確認してください。
 ○必要な書類をフローチャートで確認してください。
 ○就労予定証明書の様式は育成会または青少年課でお渡ししますのでお申し出ください。
 (市ホームページからもダウンロードできます)

(*1)勤務時間が固定していない場合は、雇用契約上の勤務時間が不規則で所定の就労証明書だけでは記載が困難な場合があります。
 (*2)就労予定証明書での入所申請は、4月1日に勤務していることが条件です。
 (育児休業復帰の場合は、4月中に復職してください)
 勤務開始後速やかに就労証明書を提出していただけます。変則就労の申立書が必要な方は、勤務開始後直ちに就労証明書・変則就労の申立書・シフト表を提出してください。なお、無理な場合は5月初めまでに4月分のタイムカードと変則就労の申立書を提出してください。